

労働組合 は「病気を知らせる神経」

2009（平21）年3月に労基署の立ち入り調査があり、法人に支払いが命じられたことは既にご存じのことと思います。北陸大学経営者は、1997年にも職員に違法なサービス残業をさせ、金沢労基署からは是正勧告を受けました。『愛媛新聞』は「北陸大、残業の賃金を未払い」（1997.2.28）と題して報道しました。

2007年4月23日、石川県労働委員会は、薬学部教員3人の科目担当外しに対して、法人が3人の「組合活動を嫌悪し」、「差別しようとの意欲を」もち、「見せしめ的な行為として、組合に対する団結権を侵害」したと認定しました。そして「6年制薬学部担当教員」として取り扱うよう命じました。

2007年8月10日、金沢地方裁判所は、解雇処分を受けたライヒェルト・田村の2教員に対して、「解雇は、不当労働行為に該当するか否かを論ずるまでもなく、無効である」と決定（仮処分）しました。

教職員組合は、北陸大学法人に対して、労働基準法違反をやめるよう、何度も訴えてきました（とりわけ『組合ニュース』第279号～285号ご参照）。しかし法人は、組合活動を嫌悪し、不当労働行為を指摘されてきたにもかかわらず、全く耳をかきませんでした。そのため、またも労基署に違法行為を指摘されたわけです。宅急便を始めたことで著名なヤマト運輸の小倉昌男氏は、労働組合の必要性を以下のように述べています。

労組は「企業の病気を知らせる神経」である（『週刊金曜日』08.1.11）。

休日出勤はやめ、させる場合は、支払いを

2009（平21）年6月3日（水）に、今年度第1回団交が開催されました。その内容をここでは、休日・時間外労働と給与改定・賞与問題に絞り、団交での議論を再現するかたちで、報告します。

①教職組の主張：休日・時間外労働は、業績評価対象ではなく、支払われるべき労働

組合：休日出勤・時間外労働に不払いは、犯罪である。これを知っているか。

法人：知っている（中川専務理事）。

組合：ならば入試業務等の休日出勤は、年度末の業績評価ではなく、休日出勤の労働として、支払うべきである。

法人：検討する（中川専務理事）。

組合：検討するではなく、違法なのでやめるべきだ。

②教職組の主張：法人は、支払いの明細を出すべき

組合：労基署の指導で、今回支払われた額の、個人明細を出すべきである。
円単位まで出して払ったのだから、明細を出さなければおかしい。

法人：申し訳ない（中川専務）。

確かに明細を出さないのは説明不足である（渡辺課長）。
検討する。

③教職組の主張：時間外労働等の実態をデータで示すべき

組合：何度もデータを出すように主張し、法人も出すといつてきた。

昨年の、太陽が丘キャンパスの「36協定」では、実態を示さなければサインをしない、としてきたのに、労基署には締結したかのように勝手に出されてしまった。

法人：承っておく。

④教職組の主張：給与改定の提案をせよ

組合：法人が7年前から言い続けてきた「給与改定」の約束を守るべきだ。

法人：平成23年3月まで、3年間（もう既に1年半経ているが）は給与を保証するが、いい結果にもっていきたい。そこで次に展開し、これを踏まえてお知らせする（中川）

組合：我々は、単にお知らせされる対象ではない。協議し、交渉する対象だ。そのために団体交渉がある。3年後ならば、今から協議するべきだ。案を出すべきだ。そこから、協議と交渉が始まる。7年間も案を出すといってきたきたのだから、約束を守るべきである。例えば、シミュレーションを行い、それを出すべきだ。

私たちは、法人が架空の改定案をちらつかせて7年間にわたり年齢給のみの昇給で教職員を騙してきたことに強く抗議しました。

教職組は、以上のような主張と団交でのやりとりを踏まえて、2009年6月8日、以下のような「団交申入れ書」を法人に提出しました。

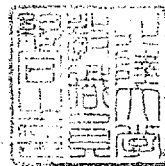
2009年6月8日

学校法人北陸大学

理事長 北元 喜朗 殿

北陸大学教職員組合

執行委員長 荒川 靖



団体交渉申入れ書

団交が開催されて以来、今回も賃金交渉に必要な財務諸表は提示されませんでした。また、7年間も「給与制度の改定をする」、そのための「提案をする」、「待つて欲しい」と言い続けながら、今回の団交でも、改定に必要な各論はおろか、総論や大枠すら全く示されませんでした。不誠実と言わざるを得ません。

我々の要求額の賞与、昇給ができないならば、試算書を作成して、できない理由を明示して欲しいという主張にも、「出せない」と繰り返すのみでした。

我々は、教職員に給与実態の調査をし、その結果にもとづいて、少なくとも10%の引き上げ、職能給の昇給の復活等を要求してきましたが、回答は「検討する」でした。また、評議会にだされた平成21年度の予算書、北陸大学教職員の年齢と年収額の平均を表す資料、給与支給の格差実態の提示、組合員の差別・排除の撤廃に関しては、すべて単に「承っておく」でした。

また、北陸大学の休日労働、サービス残業の実態は、我々が何度も主張してきたように、違法です。労基署からも法律違反を指摘され、「申し訳なかった」（中川専務理事）とするならば、まず第1に、少なくとも労働時間の明細を示すべきです。不払い労働が、円単位で支払われたのですから、算出基準となった労働時間を明示できるはずですが、これは、労使間の課題ではなく、それ以前の、ごくごく常識のレベルの問題です。

さらに、土、日の一切の業務（例えば入試業務等）は、「業績評価」事項ではなく、休日労働として、労基署の指導のとおり、支払われるべきです。

以下の内容について、2009年度第2回団交に応じることを要求します。

I. 要求事項

- 1) 賞与について、いつものように時間切れにもちこまず、十分な時間的余裕をもって交渉し、妥結することを求めます。
- 2) 「2009年度組合要求事項」（2009.4.30 提出）への文書回答を求めます。
- 3) とりわけ、前回団交（2009.6.3）にて、「検討する」、「承っておく」と回答された諸問題の回答を求めます。
- 4) 上記労働時間の明細を各教職員に明示することを要求します。
- 5) 休日の業務一切に関しては（当然ながら入試業務も含む）、業績評価ではなく、休日労働として支払われることを求めます。入試業務が学長の管轄であることが示されましたので、次回団交に、学長の出席を求めます。
- 6) 「地方にあって真に社会から評価される大学を目指したい」（「各位」と題する「平成21年4月吉日」付けの事務局長の文）のならば、こうした違法な労働実態を繰り返さないための具体的方策の提示を求めます。
- 7) 本団交に理事長の出席を求めます。

II. 日時

2009（平21）年6月15日（月）～19日（金）の間、18時より。

団交開催日時の回答は、6月10日（水）までをお願い致します。